

(公開)

第 2 6 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 5 年 2 月 2 4 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和5年2月24日玉浦コミュニティセンター多目的室2・3において、下記案件を審議するため、第26回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 議事録署名委員の指名
- 日程第3 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第4 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 日程第5 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 日程第6 非農地証明願について
- 日程第7 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第8 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第9 岩沼農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第10 農用地利用集積計画について
- 日程第11 令和5年度岩沼市標準農作業料金について
- 日程第12 岩沼市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の能率給に関する規則の一部を改正する規則について

1、出席委員

1 番 平井 博 2 番 長田 幸浩 3 番 佐藤 勲 5 番 大友 信由
6 番 渡邊 等 7 番 猪股 政一 8 番 郡山 正志 9 番 菅原 龍也
10 番 八卷 文彦 11 番 宮部 淳子 12 番 木皿 清 13 番 菅井 武雄
14 番 吉田 俊美

2、欠席委員

4 番 長田 克美

3、農地利用最適化推進委員

18 番 川村 雄治

4、事務局職員

主査 小林 真由 主事 佐々木常行 主事 渡辺 裕子

1、同日午後1時30分開会

- 議 長 　　ただいまから、第26回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
- 議 長 　　日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)
- 議 長 　　挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
- 議 長 　　日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、12番木皿清委員、13番菅井武雄委員を指名いたします。よろしく願います。
- 議 長 　　日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
- 小 林 主 査 　　議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、2件受理いたしております。内容につきましては、いずれも相続による所有権の移転でございます。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
(挙手なし)
- 議 長 　　ないようですので、報告第1号を終了いたします。
- 議 長 　　日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
- 小 林 主 査 　　議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、1件受理いたしております。内容につきましては、市街化区域の農地について一般個人住宅建築のため転用するものでございますが、実際には、平成22年に住宅を建築し、現在も住居として使用していることから、申請人から始末書を提出していただいた上で、届出を受理しております。なお、この届出については、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。

議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。事務局から報告願います。
小 林 主 査	議案書の3頁から7頁をご覧ください。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、12件受理いたしております。内容につきましては、整理番号1及び2、5及び6につきましては、耕作者を変更するため、整理番号3及び4につきましては関連するもので、所有者が管理しているため、整理番号7番から12番につきましては、売買を行うための合意解約でございます。なお、この解約通知の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。	
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。 (「なし」の声あり)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、報告第4号、非農地証明願について、を議題といたします。事務局から報告願います。
小 林 主 査	議案書の8頁をご覧ください。報告第4号、非農地証明願について、5件受理いたしております。内容につきましては、整理番号1及び4につきましては、農地パトロールの結果を基に本人へ通知を出したもので、山林化し、長年経過しているため、整理番号2につきましては、平成13年に駐車場及び資材置場として転用許可が下りているため、整理番号3につきましては、昭和35年頃から防火用水として使用していたため、整理番号5につきましては、平成16年に駐車場の利用として転用の届出を受理しているため、いずれも今後農地としての利用の見込みはない、ということで非農地証明を交付したというものでございます。なお、この非農地証明願の受理につきましては、委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。	
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。 (「なし」の声あり)

議	長	ないようですので、報告第4号を終了いたします。
議	長	日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、 を議題といたします。それでは、担当委員から説明願います。
川	村	委員
		議案書の9頁をご覧ください。2月21日（火）に菅井委員、事務局の 小林さんと渡辺さんと私で、下野郷字浦條49-3及び88-1について、 現地調査をしてきました。借受人の●●さんにお話を伺いましたが、申請 地はきれいに耕起されており、委員の皆さんと様々話をし、まとめたところ、 特に問題はないと確信しましたので、委員の皆様のご審議をお願いし ます。
議	長	ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。 ご意見等のある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定 による許可申請について、は申請のとおり、許可することに賛成の方は 挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による 許可申請について、申請のとおり、許可することに決しました。
議	長	日程第8、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対 する意見について、を議題といたします。それでは、担当委員から説明願 います。
菅	井	委員
		先ほど川村推進委員から報告がありましたが、2月21日（火）に川村 推進委員、事務局の小林さんと渡辺さんと私の4名で、現地調査をしてき ました。申請地は、志賀字八幡102-1の一部です。位置図は3頁と4 頁をご覧ください。転用目的は、仙台空港の24時間化に伴う補償の意味 合いもあります。ご存じのように、仙台空港に離発着する際、低空で志賀 や小川の上空を飛行します。その際に騒音が発生するため、補償というこ とで補助金を受け取ることになりまして、その使い道について町内会で検討 したところ、現在の集会所駐車場に防災倉庫を建築するということになり ました。そうしますと、現在の駐車場が狭くなるということで、集会所に 類接する申請地を整備して駐車場にしたいということでもあります。現地調 査には、都合により施工会社の●●●●が代理で対応しました。現在、申 請地では大豆を栽培しております。登記簿面積と申請面積に違いがありま すが、この件につきましては、拡大図をご覧ください。南側は道路に面し

ており、側溝が入っております。北側は3 mほどの法面となっており、法面の中間より上の方に境界杭があります。東側と西側については、排水対策として深く掘り起こしてあります。申請地は元々農地として使われていたのですが、非常に水はけが悪く、豆作りも大変だったと思います。その対策として、両端を深く掘り起こしてあります。そのためもあり、農地として有効になる部分が591㎡ということで、これが申請面積となっております。表土を15cmほど剥ぎ取って、その後砂利を15cmほどすき込むということで、舗装はしません。そういうことで、現状と同じ高さになるということで考えております。このような計画で施工するというものであります。排水については、周辺への影響がないと思われます。また、砂利敷きということですから、自然に地下浸透するということとなります。そういうことですので、周りに影響を及ぼすということもないと判断いたしましたので、ご審議をお願いしたいと思います。

議 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、は申請のとおり、承認相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、は申請のとおり、承認相当として、県に進達することに決しました。

議 長 日程第9、議案第3号、岩沼農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。それでは、事務局から説明願います。

小 林 主 査 議案書は11頁になります。位置図の5頁6頁をご覧ください。

岩沼市長より、岩沼農業振興地域整備計画の変更が示されたので、意見を求めるものでございます。なお、本件は、12月27日に開催しました第24回岩沼市農業委員会総会で保留と決し、改めて審議をするものでございます。前回、親の介護のためという理由で土地所有者の自宅の近くにありますが当該地に住宅を建てたいという計画から農用地区域からの除外を求めておりましたが、確認したところ事業計画者の母親は要介護認定を受けておりませんでしたので、介護のために住宅を建てたいという理由での計画の変更ではなく、事業計画者が分家住宅として住宅を建築するため、と変更されております。また、当該地につきましては、南側に深さ2mほ

- どの水路があることや西側の県道により、周囲の農地とは分断されており、面積も小さいことから、農用地からの除外による影響が限定的と見込まれるということから、農用地区域より除外するという内容でございます。以上です。
- 議 長 ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。
(挙手なし)
- 議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、岩沼農業振興地域整備計画の変更について、は特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第3号については、そのように決しました。
- 議 長 日程第10、議案第4号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。
- 小 林 主 査 議案書の12頁、別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。所有権移転に係るものは2件、筆数11筆、合計面積は30,340.00㎡でございます。所有権移転を受ける方については、同法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、売買を行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、2月28日を予定しております。以上でございます。
- 議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、農業委員の自己に関する事項となっております。よって、ここで、八巻委員は除斥となります。
(八巻委員、除斥)
- 議 長 ただいまの事務局から説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。
(挙手なし)
- 議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、農用地利用集積計画については、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。
(挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第4号、農用地利用集積計画については、計画案のとおりとすることに決しました。
- 議 長 それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。

		(八巻委員、着席後)
議	長	八巻委員に報告します。当該案件については、計画案のとおり決しました。
議	長	日程第11、議案第5号、令和5年度岩沼市標準農作業料金について、を議題といたします。事務局から説明願います。
	小林主査	議案書の12頁、別紙の令和5年度岩沼市標準農作業料金について、をご覧ください。昨年12月16日及び本年2月9日に標準農作業料金検討会を開催し、農協、土地改良区、農業共済組合、県互理農業改良普及センター、農業委員の代表からの意見を聴取し、その結果を踏まえ、農業委員会の総会で審議するところであります。今回変更を予定しております作業料金につきましては、7番、育苗を800円から840円、8番、殺菌、殺虫剤等箱処理済の育苗を1,000円から1,100円へ変更しております。金額につきましては、薬剤の高騰により価格の改定を検討し、名取市と合わせた金額で設定しております。また、その他の作業区分については、昨年同様の金額となります。配布に関しましては、左上に配布用と記載しております令和5年度岩沼市標準農作業料金表を実行組合を通じて配布する予定でございます。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。
		(「なし」の声あり)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第5号、令和5年度岩沼市標準農作業料金について、は原案のとおりとすることにご異議ございませんか。
		(「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、令和5年度岩沼市標準農作業料金については、原案のとおりとすることに決しました。
議	長	日程第12、議案第6号、岩沼市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の能率給に関する規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。事務局から説明願います。
	小林主査	議案書の12頁、別紙の「岩沼市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の能率給に関する規則の一部を改正する規則」をご覧ください。非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、が可決されたことに伴い、規則の改正を行うものでございます。現在、基本給と能率給を合わせた合計の額を報酬としてお支払いしており

ます。能率給とは、国の農地利用最適化交付金事業実施要綱に基づくものとなり、その要綱が大幅に改正され、算定方法が変更となりましたが、能率給に関しまして今後も同様のお支払いができるよう条例の改正をしたものでございます。条例では、月額で能率給を定めたため、規則第2条第2項を全て削除し、第2条第1項については、第2項を削除したことにより文言の整理をしたという内容でございます。補足説明をさせていただきますので、議案第6号（参考資料）をご覧ください。非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表になりまして、左側が現在皆様に対するお支払い額の内訳です。基本給が月額で決まっております、能率給は月額で7,000円以内とされており、現在6,000円をお支払いしていますが、要綱改正により同額をお支払いできなくなることから、要綱改正後も現在と同額をお支払するために条例を一部改正する訳ですが、それが本日可決され、これに伴い規則を改正するというものです。以上でございます。

議 長 ただいまの事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第6号、岩沼市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の能率給に関する規則の一部を改正する規則について、は原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号、岩沼市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の能率給に関する規則の一部を改正する規則について、は原案のとおりとすることに決しました。

議 長 本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第26回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。ご起立願います。ご苦労さまでした。

（一同 礼）

午後1時50分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 12番 _____

委員 13番 _____